

# NPO 法人サーファーズネットワーク機材レンタル約款

## 第1条(総則)

本レンタル約款は、NPO 法人サーファーズネットワーク(以下「甲」という)と借受人及び団体(以下「乙」という)との間のレンタル契約書を取り交わさない場合に適用されます。

## 第2条(物件)

甲は乙に対し、甲が乙に発行するレンタル申込書に記載するレンタル物件(以下「物件」という)を賃貸し、乙はこれを賃借します。

## 第3条(レンタル期間)

レンタル期間はレンタル申込書に記載する期間及び期日とし、甲が乙に物件を引渡した日をレンタル開始日、乙が甲に当該物件を返還した日をレンタル終了日とします。

この約款に基づくレンタル契約は、この約款に定める場合を除き、レンタル期間満了の日まで解除し、又は終了させることができません。

## 第4条(レンタル料金)

甲は、レンタル料、運送諸経費、その他代金等を、甲が発行したレンタルガイド、レンタル契約日に有効な料金表に基づき算出して乙に対して提示し、乙はレンタル申込書に記載された当該料金を、甲に対して支払います。

乙は甲に対し、甲の発行する請求書に基づいて、請求書記載の金額を現金で支払うか、請求書記載の支払期日までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとします。

申込書にレンタル期間中のレンタル料総額のみを明示してある場合を除き、別にさだめる以外は、レンタル料金は原則として1日単位とし、レンタル期間に1日に満たない場合も時間割り計算はしないものとします。

レンタル料金は、甲が定める以外、申込書記載のレンタル期間中は同額とする。

## 第5条(物件の引渡し)

甲の指定する方法にてレンタル開始日の前日及び当日に引渡し、乙は物件をレンタル終了日に甲の定めるとおりに返還します。

## 第6条(担保責任)

甲は乙に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、乙の仕様目的への適合性については担保しません。

乙が甲から物件の引渡しを受けた後、不足の申し立てがなかった場合は、物件はレンタル申込書のとおり乙に引渡されたものとします。

乙が甲から物件の引渡しを受けた後、欠陥があった場合に甲は、最善方法にて対処し乙は、使用不能な場合についても一切の責任追及はいたしません。

## 第7条(物件の使用、保管)

乙は物件を善良な管理者の注意をもって使用および保管し、乙は物件をその本来の使用目的以外に使用しません。

乙は甲の書面による承諾を得ないで改造、加工をしません。また乙は物件を分解、修理、調整や、貼付された甲の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、汚染しません。

乙が物件をレンタル申込書記載の設置及び使用場所以外に移動する場合には、事前に甲の承諾を得るものとします。

甲または甲の指定した者が、物件の現状、稼働及び保管状況を点検または調査することを求めたときは、乙は、これに応じます。

## 第8条(物件の所有権侵害の禁止等)

乙は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れたり、その他甲または物件の所有者(以下、単に「所有者」という)の所有権を侵害するような行為をしないものとします。

乙は、甲の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為をしないものとします。

1. 物件を第三者に転貸すること。
2. 物件の占有を移転すること。
3. レンタル契約に基づく乙の権利、地位を第三者に譲渡すること。

もし第三者が物件について権利の主張、保全処分や強制執行などにより甲または所有者の所有権を侵害するおそれのあるときは、乙は物件が甲または所有者の所有であることを主張証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を甲に通知します。

甲は、物件に甲よりのレンタル物件である旨を明示する標示、標識などを、設置ないし貼付することができます。また乙は、甲から要求があったときは、前記の標示、標識などを設置ないし貼付するものとします。

## 第9条(物件の滅失、毀損)

物件が滅失、盗難、または毀損、損傷したときには、乙は甲に対しその旨を通知し、その原因を問わず、直ちに代替物件の購入代価相当額または物件の修理代金相当額を甲に支払うものとし、その他甲に損害がある場合はこれを賠償します。

## 第10条(物件の保険)

乙は、甲の定める物件に対してレンタル期間中、動産総合保険の加入を条件とします。

物件に損傷、損壊事故が発生したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知し、乙の加入した保険をもって補償するものとします。

保険適用外や無保険の場合は、すべて乙の責任を持って補償するものとします。

前項により、保険金が甲に支払われた場合は、乙は甲に支払われた保険金を限度とし、当該物件にかかる第9条の債務の支払を免れます。

## 第11条(契約違反)

甲は、乙がから支払われるレンタル料の入金、使用前日までに確認が出来ない場合は、催告を要せず通知によりレンタル契約を解除できます。

レンタル契約が解除されたときは、乙は物件を甲に返還し、併せて甲に対する金銭債務全額を支払い、その他甲に損害のある場合はこれを賠償します。

## 第12条(遅延損害金)

乙は第4条のレンタル料、第10条および第14条の債務、その他レンタル契約に基づく金銭の支払を怠ったとき、または甲が乙のための費用を立替払いした場合に立替金の償還を怠ったときには、支払うべき金額に対し支払期日、または立替払日からその完済に至るまで、年14%の割合による遅延損害金を甲に支払います。

## 第13条(物件の返還)

レンタル契約がレンタル期間の満了、解除により終了したときは、乙は直ちに物件を甲の指定する場所に返還します。

物件の返還が遅れた場合、乙は返還完了まで、遅延月数に応じた日額レンタル料を甲に支払うほか、レンタル契約の諸条項にしががいます。ただし、1日に満たない遅延がある場合も、時間割り計算はしないものとします。

乙が物件の返還を遅滞した場合において、甲または甲の指定する者による所在場所からの物件の引き揚げについて、乙は、これを妨害、拒むことはできません。

#### 第14条(相殺の禁止)

乙は、レンタル契約に基づき甲に対し負担する債務を、甲または甲の継承人に対する乙の債権をもって相殺することはできません。

#### 第15条(ジャッジシステムプログラムの複製等の禁止)

乙は、物件の一部を構成するプログラムがある場合、そのプログラムに関して次の行為はしないものとします。

1. 有償であると無償であると問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡し、もしくはその再使用权を設定し、または複製し、第三者に使用させること。
2. プログラムの全部または一部を複製すること。
3. プログラムを変更または改作すること。

乙は、プログラムの保管あるいは使用に起因して損害が発生したときは、一切の賠償責任を負い、甲または所有者に何等の負担はかけないものとします

#### 第16条(情報)

レンタル物件の返却に際して、物件の内部に記憶されている情報(以下「情報」という)は乙の負担ならびに乙の責任において消去します。

レンタル期間中、または乙が甲に物件を返還した後であるかにかかわらず、物件返還の理由の遺憾を問わず、物件の内部に記録されているいかなる情報についても、乙は甲に対し返還、修復、削除、賠償などの請求をせず、かつ著作権、ノウハウ、その他の知的所有権の行使をしません。

乙は、情報に起因して損害が発生したときは、一切の賠償責任を負い、甲に何等の負担はかけないものとします。

#### 第17条(合意管轄)

甲、乙は、レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、宮崎県地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第18条(レンタル料金表、料金制度表、特約条項)

乙は甲から、甲所定のレンタル料金表及び料金制度表を受領し、説明を受け、了承しました。

本約款の各条項に定めていない事項又は本約款の各条項と異なる取決めについては、レンタル申込書の特約条項に定めるところによります。

#### 第19条(特約条項)

レンタル契約について、甲、乙合意の上別途書面により特約を定めた場合は、その特約はこのレンタル約款に優先して適用されるものとします。

#### <個人情報利用に関する同意条項>

乙及び連帯保証人(以下総称して「契約者」という。)は、甲が次項記載の目的のために個人情報を利用することに同意します。

1. レンタル申込書(レンタル申込書に付随して締結される契約を含む、以下「レンタル契約」という。)に契約者が記載した契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報(レンタル開始日以降、甲が契約者から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)並びに官報等記載の公開情報。
2. レンタル申込書に記載されているレンタル期間、納品予定日等その他レンタル契約に関する契約内容情報。
3. 契約者が提示もしくは提出した公的証明書の記載内容情報。
4. 債権管理のため甲が住民票の写し等を取得した場合にはその際に収集した情報。
5. 契約者が提出した決算書、税務申告書等の与信判断及び債権管理に関する資料の記載内容情報。

甲は、前項の個人情報を次の目的に利用します。

1. レンタル契約及びレンタル契約に基づく売買契約等の履行のため。
2. レンタル契約を含む契約者との取引の与信判断及び与信後の管理のため。
3. 甲の事務(コンピューター事務・代金決済事務・運送業務等)を第三者に業務委託するため。
4. 債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、甲の選定した債権回収会社にレンタル契約に関する債権回収の委託(債権譲渡を含む)をするため。

契約者は、前項のほか、第1項の個人情報について、甲が甲のホームページ(<http://nposw.org/>)の「個人情報に対する取り扱いについて」掲載されたとおりの取扱いをする事に同意します。

以上

NPO 法人サーファーズネットワーク 機材レンタル機材及び貸出料金

レンタル機材・規格・サイズ	数 量	ボランティアスタッフ 団体・個人会員 正・活動・賛助個人会員	正・活動・賛助 団体会員
コンテストPA 機材一式 (サーキット戦使用機材)	1 式	10,000円	10,000円
パイプテント(パイプ・天幕・後幕) 2間×3間 (3.6m×5.4m)	1 張	3,000円	3,000円
1.5間×2間 (2.7m×3.6m)	1 張	2,000円	2,000円
ワンタッチテント 2.9m×2.9m	1張	1,000円	1,000円
エアーホーン	1台	1,000円	1,000円
回転灯	1台	1,000円	1,000円
会議用机8本まで・パイプ椅子20脚まで	1式	1,000円	1,000円

料金は1日の金額

ジャッジシステムを除くレンタル料金と注意事項について

・ レンタル機材すべてにおいて、破損や損壊の場合は、借受け側が修理をしたうえで返却をお願いします。

PA機材等は動産保険加入を借受け側で加入することをお勧めします。(修理代が、高額になる場合があります)

・ 運搬、設営、PA 設定等の管理費及び人件費は一切含まれておりません。

・ 搬出、運搬、返却については、NPO 法人サーファーズネットワークの定める日時、場所から借り受け側が、搬出してレンタル終了次第、汚れやほこりなどを取払い、貸出しされた状態と同じようにしてNPO 法人サーファーズネットワークの指定する場所に搬入してください。テントを雨天使用した場合は、天幕・横幕の汚れを取り除き必ず乾燥させてから返却してください。

サーフィンコンテスト用ジャッジシステム利用料金と注意事項について

サーバ、端末、PA用PCプリンター(消耗品含む)、機材一式レンタル及び管理費用一式のレンタルで、機材だけの貸し出しは致しません。

機材一式と管理費は2日間使用までの料金となります。3日以上レンタルについては、別途相談とさせていただきます。

ジャッジシステム (5人ジャッジまで対応)	数 量	ボランティアスタッフ 団体・個人会員 正・活動・賛助個人会員	正・活動 団体会員	賛助 団体会員
サーバ・端末・MC端末・プリンター 無線LANシステム機材・ソフトウェア等	1式	27,000円	10,000円	無 料
運搬・設営・設定人件費 2名 (注)	1式	30,000円	30,000円	30,000円
管理費 (保険・消耗品代)	1式	10,000円	10,000円	10,000円

(注) は1日単位の料金です。

キャンセル等については、申込・確認書に記載した料金が掛かりますので、ご注意ください。

一般への貸出料金は、ボランティアスタッフ団体・個人会員、正・活動・賛助個人会員料金の50%増しの料金です。

## 機材レンタル利用申込・確認書

### NPO法人サーファーズネットワーク 宛

私はNPO法人サーファーズネットワークのレンタル利用規定と約款を承認のうえ、機材のレンタルを申し込みます。

申込年月日		年 月 日	受付No.		受付者
お 申 込 者	住 所	〒	TEL :                   -                   -		
			FAX :                   -                   -		
氏 名	印	会 員 会 員 番 号		一 般	
		携 帯 電 話 番 号		-                   -	
		メ ー ル ア ド レ ス			
使用イベント名			使用場所		
お支払条件:現金前払い                   年 月 日振込(振込手数料ご負担で願います)					

レンタル内容				
レンタル開始日	年 月 日	搬出希望日	年 月 日 AM PM	
レンタル終了日	年 月 日	返却日	年 月 日 AM PM	
レンタル期間	日間	その他		
貸 出 機 材 ・ レ ン タ ル 料 金	品 名 ・ 型 番 ・ 規 格	数 量	単 価	レンタル料
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	レンタル料合計金額			円
【 連絡欄 】				

ご注意	キャンセル料	搬出前日迄
レンタル機材類	無料	搬出後(当日未使用の場合含む)
ジャッジシステム	無料	レンタル合計金額の50%
		機材一式料金を除いた費用の50%